

平成26年度税制改正に関する意見書

我が国における地方財政は、社会保障関係費の自然増や防災・減災事業、地域の活性化等の課題に対応するために必要な財源が年々増加していることや、地方税収の低迷等により厳しい状況が続いている。

本市においても、扶助費を初めとする義務的経費の自然増が見込まれる中で、市民生活の安心や市内経済の活性化に向けた施策の推進と財政の健全化を両立させていく必要があり、財政状況は依然として厳しい状況にある。

こうした中、地方が住民サービスやまちづくりを安定的に行うためには、地方税源の充実確保が必要不可欠である。

よって、政府におかれては、平成26年度税制改正において次の事項に配慮するよう強く要望する。

- 1 自動車取得税については、その税収の約7割が市町村に交付され、特に指定都市においては国・県道管理分として特例分が上乘せ交付されており、貴重な安定財源となっている。その見直し及び廃止に当たっては、指定都市はもとより市町村に減収が生ずることのないよう安定的な代替財源を必ず確保すること。

また、自動車重量税についても、その約4割が市町村に譲与されていることから、減収を伴う見直しを行う場合は市町村の財政運営に支障が生ずることのないよう減収に見合う税財源を必ず確保すること。

- 2 固定資産税は、市町村税の重要な基幹税目であり、市町村の行政サービスを支える上で不可欠なものとなっているので、新規の設備投資に対する償却資産課税の撤廃等一時的な経済対策等の観点で制度の根幹を揺るがす見直しは行わべきではなく、現行制度を堅持すること。

ここに横浜市会は、全会一致をもって、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月13日

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
内閣府特命担当大臣
(経済財政政策)

あて

横浜市会議長

佐藤 祐 文